

公 告

竹のイベント「OITA BAMBOO ART 2025 竹会」実施等委託業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和7年6月5日

大分県知事 佐藤 樹一郎

記

1 業 務 名

竹のイベント「OITA BAMBOO ART 2025 竹会」実施等委託業務

2. 事業の目的

大分県立美術館を中核とした大分県文化観光拠点計画に基づき、地域文化資源である「竹工芸」をテーマとした高付加価値体験イベントを開催する。県立美術館の空間を活用し、さまざまな「竹」文化に触れる高付加価値体験を実施するとともに、地域の文化施設や作家等と連携し、観光循環を創出することを目的として本業務を委託する。

3. 業務概要

竹のイベント「OITA BAMBOO ART 2025 竹会」実施に係る業務の別紙仕様書に基づき、同イベントの企画、運営、広報等を実施する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 実施要項4（1）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

- ア 宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
- イ 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
- ウ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。
 - (ア)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ)暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ)暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ)暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ)暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ)暴力団(員)に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (キ)暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク)暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 公募型プロポーザル実施要項等を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ及び下記のとおりとする。

(1)場 所

大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館3階
大分県企画振興部芸術文化振興課

(2)日 時

令和7年6月5日(水)から6月13日(金)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで

※ 事前に上記時間内に連絡し、担当者と時間調整の上訪問すること。

(3)問い合わせ先

大分県企画振興部芸術文化振興課 芸術文化企画班
電 話 097-506-2057 FAX 097-506-1725

6. その他

詳細は、竹のイベント「OITA BAMBOO ART 2025 竹会」実施等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要項によるものとする。